

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（防衛大臣への再就職の届出） 第八十七条の二十三 法第六十五条の十一第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 （略） 四 再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨） イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日 ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日 ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日 五 （略） 六 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容） 七・八 （略） 九 再就職先の名称及び連絡先	（防衛大臣への再就職の届出） 第八十七条の二十三 法第六十五条の十一第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 （略） （新設） 四 （略） （新設） 五・六 （略） 七 再就職先の名称

十・十二 (略)

十三 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「防衛大臣等の援助」という。）の有無

十四 防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となった後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

（防衛大臣への事前の再就職の届出）

第八十七条の二十六 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

六・七 (略)

八・十 (略)

十一 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

（新設）

（防衛大臣への事前の再就職の届出）

第八十七条の二十六 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

（新設）

（新設）

四・五 (略)

八 再就職先の名称及び連絡先
九 十一 (略)

十二 防衛大臣等の援助の有無

十三 防衛大臣等以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当
該防衛大臣等以外の援助の内容 (防衛大臣等以外の援助がな
かつた場合には、その旨)

(防衛大臣への事後の再就職の届出)
第八十七条の三十一 法第六十五条の十一第四項に規定する政令
で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 離職前の求職開始日 (離職前の求職開始日がなかつた場合
には、その旨)

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求
職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職
務内容

六 七 (略)

八 再就職先の名称及び連絡先
九 十一 (略)

十二 防衛大臣等の援助の有無

十三 防衛大臣等以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当
該防衛大臣等以外の援助の内容 (防衛大臣等以外の援助がな
かつた場合には、その旨)

六 再就職先の名称
七 九 (略)

十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の
援助の有無

(新設)

(防衛大臣への事後の再就職の届出)
第八十七条の三十一 法第六十五条の十一第四項に規定する政令
で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

四 五 (略)

六 再就職先の名称
七 九 (略)

十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の
援助の有無
(新設)

(内閣の公表事項)

第八十七条の三十三 法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者 次
に掲げる事項
- イ 氏名
- ロ 離職時の年齢
- ハ 離職時の官職又は階級
- ニ 約束前の求職開始日(約束前の求職開始日がなかった場合
合には、その旨)
- ホ 再就職の約束をした日
- ヘ 約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての
在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかった場
合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員
としての在職状況及び職務内容)
- ト 離職日
- チ 再就職日又は再就職予定日
- リ 再就職先の名称
- ヌ 再就職先の業務内容
- ル 再就職先における地位
- ヲ 求職の承認の有無
- ワ 防衛大臣等の援助の有無
- 二 法第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出に
係る者 次に掲げる事項
- イ 氏名

(内閣の公表事項)

第八十七条の三十三 法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出に係る氏名
- 二 離職時の年齢
- 三 離職時の官職又は階級
- 四 離職日
- 五 再就職日又は再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 求職の承認の有無
- 十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の
援助の有無

- ロ 離職時の年齢
- ハ 離職時の官職又は階級
- ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
- ホ 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容
- ヘ 離職日
- ト 再就職日又は再就職予定日（法第六十五条の十一第四項の規定による届出に係る者にあつては、再就職日）
- チ 再就職先の名称
- リ 再就職先の業務内容
- ヌ 再就職先における地位
- ル 求職の承認の有無
- ヲ 防衛大臣等の援助の有無

（防衛大臣の公表事項）

- 第八十七条の三十四 法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 法第六十五条の十一第一項の規定による届出に係る者 次
- イ 離職時の年齢
- ロ 離職時の官職又は階級
- ハ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

（防衛大臣の公表事項）

- 第八十七条の三十四 法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 離職時の年齢
- 二 離職時の官職又は階級
- 三 離職日
- 四 再就職日
- 五 再就職先の名称
- 六 再就職先の業務内容

ニ	再就職の約束をした日
ホ	約束前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容）
ヘ	離職日
ト	再就職日
チ	再就職先の名称
リ	再就職先の業務内容
ヌ	再就職先における地位
ル	求職の承認を得た日
ヲ	求職の承認の理由
二	法第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項
イ	離職時の年齢
ロ	離職時の官職又は階級
ハ	離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
ニ	離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容
ホ	離職日
ヘ	再就職日
ト	再就職先の名称
チ	再就職先の業務内容
リ	再就職先における地位

七	再就職先における地位
八	求職の承認を得た日
九	求職の承認の理由

又 求職の承認を得た日
求職の承認の理由

(非常勤隊員等の退職管理の特例)

第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第一百八条第一項第七号並びに第一百八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、適用しない。

2・3 (略)

4 第八十七条の二十三第四号、第六号及び第十四号、第八十七条の三十三第一号へ並びに前条第一号ホの隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第一百八条第一項第三号から第六号まで及び第二百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下）」とあるのは、「隊員（臨時的に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定

(非常勤隊員等の退職管理の特例)

第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第一百八条第一項第七号並びに第一百八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）については、適用しない。

2・3 (略)
(新設)

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第一百八条第一項第三号から第六号まで及び第二百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下）」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、

める隊員を除く。)を除く。以下」とする。

2
(略)

3
第八十七条の二十六第四号及び第五号、第八十七条の三十一
第五号、第八十七条の三十三第二号並びに第八十七条の三十
四第二号二の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。

臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中
の隊員(防衛大臣の定める隊員を除く。)を除く。以下」とす
る。

2
(略)
(新設)